部内限

／基安安発第０２１８００１号
／基安労発第０２１８００１号
／基安化発第０２１８００１号
平成１６年２月１８日

都道府県労働局労働基準部安全衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課長
労働衛生課長
化学物質調査課長

登録製造時等検査機関等に関する規則第24条第1項ただし書及び第25条の指定に関する留意事項について

標記については、平成16年2月18日付け基発第0218008号「登録製造時等検査機関等に関する規則第24条第1項ただし書及び第25条の指定について」（以下「局長通達」という。）により指示されたところであるが、本文中の指定の手続及び基準の掲示による周知については、平成16年2月23日付けで局長通達の別紙を庁舎内の掲示板に掲示することにより行うこととされたい。